

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社Cセンター（以下「会社」という。）に配属され、外勤営業職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、軽自動車を運転して通勤する途中、後続車に追突され、負傷した。

請求人は、同日、D接骨院に受診し、「頸部捻挫」と診断され、以後、複数の医療機関で療養を継続した。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業給付を請求したところ、監督署長は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、給付基礎日額を〇円に基づく最低保障額等をもって、これを支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、休業給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円に基づく最低保障額等を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間（以下「算定期間」という。）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされているところ、同条第4項によれば、算定期間中に「試みの使用期間」に該当する期間がある場合には、その日数及びその期間中の賃金は、当該算定期間及び賃金の総額から控除することとされている。

(2) 請求人の平均賃金の算定期間は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの3か月間と認められるところ、請求人の雇用条件承諾書によれば、雇用期間欄に「平成〇年〇月〇日（研修初日）から期間の定め無し、但し、入社日より3ヶ月間は試用期間とする」とされており、当該算定期間中に上記「試みの使用期間」に該当する期間があるとは認められない。

(3) この点、請求人は、平均期間算定中の平成〇年〇月〇日から資格制度が新設されており、請求人の平均賃金の算定に当たっては、同日以前の期間について上記「試みの使用期間」とすべきである旨主張しているものとも解されるが、請求人が上記試用期間を経て継続して就労していることは明らかであり、会社作成のFS資格制度に関する資料を含む一件記録を精査するも、上記主張を妥当とする根拠を見いだすことはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が給付基礎日額を〇円に基づく最低保障額等と算定して請求人に対してした休業給付の支給に関する処分は妥当であって、

これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。